

令和7年8月1日

盛岡広域市町電子契約サービス導入・提供業務に関する公募型プロポーザルに係る質問への回答について

盛岡市財政課契約検査課

本プロポーザルに係る仕様書等に対する質問がありましたので、次のとおり回答します。

質問		回答
実施要領	・「7 提出書類（1）提出書類一覧③業務工程表」について 本工程表について、様式は任意と記載いただいておりますが、どのような項目の記載を想定していますでしょうか。記載することが望ましい項目等はございますでしょうか。	主に、仕様書「15導入支援」に係る工程の記載をお願いします。具体的には、以下のとおりとなります。 ・職員向け説明会 ・事業者向け説明会 ・運用マニュアル整備（職員向け） ・利用マニュアル整備（事業者向け） ・業務フロー作成 ・例規改正支援 ・テスト環境による試行
	・「7 提出書類（1）提出書類一覧⑤見積書」について 本見積書に記載する作成日について、記載すべき日付の指定はございますでしょうか。	記載する日付の指定はありません。公告日（令和7年7月7日）から提出日（令和7年8月8日）までの期間内の日付を記入ください。
	・「8 作成要領（3）価格提案書 イ」について 価格提案書の作成にあたり、盛岡市様・滝沢市様を除く次年度以降参加予定の自治体様について、各自治体様でのLGWAN利用有無のご想定はいかがでしょうか。なお、各自治体様でのLGWAN利用有無について現状未定の場合には、どのような価格提案をすることが望ましいでしょうか。	盛岡市及び滝沢市以外の各市町のLGWAN利用については、未定です。LGWAN接続はオプション機能（オプション料金）として提案してください。価格提案書へは、LGWAN利用の場合の料金として、盛岡市及び滝沢市以外の各市町において、価格提案をお願いします。なお、盛岡市及び滝沢市以外の各市町の利用開始に当たっては、価格提案書に記載した金額によることが基本となりますので、留意願います。
	・「3 業務概要（5）提案上限額」について 提案上限額を超過した提案も可能とありますが、超過した提案を採用いただいた場合、費用に関しては補正予算等で確保されるのでしょうか。もしくは、既に想定で確保済みなのでしょうか。超過提案の限度がありましたらご教示いただけますでしょうか。	費用の確保については、各団体の予算に関わる事項であることから、回答できかねます。また、提案上限額を超過した提案も可能としておりますが、何らかの特別な事情を有する場合を想定しており、提案上限額の範囲内での提案が原則となりますので、超過提案の限度は設定しておりません。

8/1追加

質問		回答
実施要領	・「3 業務概要（5）提案上限額」及び「9 選定方法（2）評価項目及び配点表」について 提案上限額145,000円以下という条件と、価格評価が全評価点の35%を占める配分について質問させていただきます。 この評価配分では、極端に低価格な提案が各事業者から提出される可能性が高いと予想されます。実際に、類似の入札案件において1円での提案が提出された事例も確認されております。 しかしながら、本業務を適切に遂行するためには、業務従事者の人件費、交通費・宿泊費、間接費用等が必要不可欠です。 極端に低価格な提案により業務品質が損なわれることを防ぐため、以下の点についてご見解をお聞かせください。 1. 適正価格での提案について 業務品質を維持するための適正な価格での提案を期待されるかどうかをお聞かせください。 2. 最低限必要な費用の算出基準について 本業務を適切に遂行するために必要な最低限の費用として、以下の要素を考慮した算出方法についてはどのようにお考えでしょうか： 直接人件費：「本業務にアサインする人員数」×「最低賃金」×「実働日数（令和7年10月1日～令和8年3月31日の土日祝日を除く日数）」 直接経費：業務遂行に必要な交通費・宿泊費 この算出方法は、労働基準法に基づく最低賃金を基準とした人件費と、業務遂行に不可欠な直接経費を合算したものであり、適正な業務履行を確保するための最低限の費用と考えております。 このような客観的基準に基づく適正価格での提案が、結果として貴団体にとっても最良の成果をもたらすと考えておりますが、ご見解をお聞かせください。	1. 貴社が考える「業務品質を維持するための適正な価格」で提案してください。 2. この回答書は、本プロポーザルに関する質問に対する回答として作成しているものであり、見解を求めることが質問としては不適当と判断し、回答を差し控えます。 （補足） 価格の評価（見積書及び価格提案書の評価）については、配点70点のうち、見積書の評価が35点、価格提案書の評価が35点となります。（ただし、提案上限額を超過した見積額の場合は、見積書の評価点が0点となり、一定の基準を下回る見積額の場合は、全て同一評価となります。） なお、基準額は公表していません。
	・「9 選定方法（2）評価項目及び配点表」について 価格の評価方式については、 絶対評価（計算式や基準等に準じた評価） 相対評価（他社様の提案価格と比較した場合の評価） どちらが該当となりますでしょうか。	価格の評価（見積書及び価格提案書の評価）については、相対評価となります。 なお、見積書の評価については、上記の回答のとおり一部絶対評価となります。
	・「11 プレゼンテーション審査について(3)その他 エ」について 本項目について、事前に用意した動画を用いてプレゼンテーションを実施することは差し支えないでしょうか。	差し支えありません。

8/1追加

8/1修正

仕様書

質問

回答

・「10 サービスの基本要件(6)」について

①盛岡市様・滝沢市様を含む各市町様では、建設工事に関連する契約を電子契約で実施する予定はございますでしょうか。

電子契約の対象案件は、各市町で判断することとなりますが、盛岡市及び滝沢市においては、契約担当課執行案件を対象とする予定です。したがって、工事請負契約も電子契約の対象となる見込みです。

②実施予定がある場合、仕様書に記載の「建設業法（昭和24年法律第100号）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するサービスとして、当該電子契約サービスが建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準を満たすものであること。」という要件については、安心して建設工事に関連する契約にて電子契約を行うという目的から、令和2年に改正がされている現行法の技術基準に適合するという回答をグレーゾーン解消制度で取得していることが必須という認識でよろしいでしょうか。

建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準を満たしていれば、グレーゾーン解消制度による回答が、令和2年改正前の回答のみであっても差し支えありません。
（令和2年改正後の現行法の技術的基準に適合するという回答を取得していることを必須とするものではありません。）
なお、建設業法施行規則の技術的基準への適合については、（様式第2号）情報セキュリティ認証、法令適合確認等状況報告書により、提出をお願いします。

「建設業法（昭和24年法律第100号）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するものとして、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2項の技術的基準に適合するものとして回答されていること。」について、建設業法施行規則は令和2年に省令改正をされていますが、改正前のグレーゾーン解消申請の結果でも問題ないことを国土交通省に確認済みです。これを踏まえ、改正前、改正後に関わらず建設業法施行規則第13条の4第2項で定められている技術基準に適合するという回答をグレーゾーン解消制度で取得していれば、本仕様書の該当箇所の要件を満たすと考えて間違いないでしょうか。

ご認識のとおりです。
（上記回答のとおりです。）

・「12 動作環境」について

①盛岡市様・滝沢市様を含む各市町様での電子契約の利用においては、タブレットを業務のメイン端末として利用される事業者が契約相手方となることも多く想定されます。
上記より、本項目の利用区分について「PC・スマートフォン・その他」と記載いただいておりますが、「その他」にはタブレット端末を含む認識でよろしいでしょうか。

タブレットについては、スマートフォンの区分に含まれます。
なお、表中の区分「その他」の要件は、全てのデバイスに対して必要とされる要件として記載しているものです。

区分	要件
PC（OS）	Windows11以降
PC（ブラウザ）	Microsoft Edge(chromium版)又はGoogle Chrome
スマートフォン・タブレット（OS）	iOS、Android ※事業者の利用を想定
スマートフォン・タブレット（ブラウザ）	Safari、Google Chrome ※事業者の利用を想定
その他	原則として、Webブラウザのみで利用可能とし、特別なアプリケーションのインストールを要しないこと。

8/1追加

質問		回答
仕様書	・「12 動作環境」について	
	② ①に関連し、PC、スマートフォン、タブレットで実施できることについて、本件の仕様書及び機能対応一覧表に示されている「契約書等のデータ作成・承認・署名・契約締結・契約書等データの保存・検索・出力等の、契約業務に係る機能」のすべての操作がそれぞれ（PC・スマートフォン・タブレット）で可能であることが必須という理解でよろしいでしょうか。	盛岡広域市町における環境はPCとなりますので、PCにおいて、仕様書及び機能要件一覧表に記載の全ての操作が可能であることを必須とします。スマートフォン・タブレットは、事業者の利用のみを想定していますので、契約の相手方としての操作（署名や閲覧等）が可能であれば差し支えありません。
(別紙) 機能要件一覧表	・「1 立会人型電子契約」について	
	盛岡広域市町様の団体様の中でAdobe Acrobat Reader以外に、どのようなPDF閲覧ソフトウェアを利用されているか具体的な製品名をお示しください。	本項目は、Adobe Acrobat Readerでの動作保証があり、電子署名の検証ができることを要件としているものです。そのうえで、Adobe Acrobat Reader以外に動作保証ができる製品がある場合は提案をお願いします。
	・「2 当事者型電子契約」について	
	①本件は「各市町様（自治体という組織）」としての利用となることから、「個人」に対する認証要素（マイナンバーカード等）を用いるのではなく「組織内の利用者（自治体職員や首長）」に対して、自治体での業務用に発行される電子証明書を用いて署名ができることが必須である、という認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。 盛岡広域市町側（自治体側）は職責証明書の利用を想定しています。
	② ①に関連して、本要件については、立会人型電子契約と同様に「システム内でリモート型の署名を付与することができ、ICカードやカードリーダー等の媒体は不要であること」が必須であるという認識で相違ないでしょうか。	ICカードに格納した電子証明書により署名を付与するローカル型であっても差し支えありません。 （「システム内でリモート型の署名を付与することができ、ICカードやカードリーダー等の媒体は不要であること」は必須ではありません。）
	「電子認証局による審査を経た電子証明書」の対象範囲について確認させていただきたく存じます。 こちらの要件は、具体的にはJPKI（公的個人認証サービス）による電子証明書、および電子署名及び認証業務に関する法律第4条に基づき主務大臣の認定を受けた認証事業者が発行する電子証明書を指すものと理解しております。 当事者署名型の電子署名においては本人確認の確実性が重要な要素となるため、上記2つの証明書が法的根拠と技術的信頼性の両面から適切であると考えておりますが、この理解で相違ございませんでしょうか。	本項目は、認証局が発行する電子証明書による電子署名を行う機能を有していることを要件としておりますので、当該機能を有するかどうかについて、記入してください。 なお、電子証明書の要件を定めているものではありませんので、電子証明書の種類（発行元の事業者）は問いません。

8/1追加

8/1追加

質問		回答
(別紙) 機能要件一覧表	・「5 1者署名（電子交付）」について 公文書に自治体のみが電子署名して送付する場合など、1者のみの署名を可能とする機能を有すること」という要件について、以下の点を確認させていただきます。 この要件における「1者のみの署名」とは、署名者の数が1者に限定されるという技術的な機能要件を示していると理解しておりますが、その実装に際しては、利用方法や署名者数に関わらず、電子署名法第2条第1項に定める電子署名の要件（本人確認機能および改ざん検知機能）に準拠した電子署名を付与できる仕組みを優先的に採用するという理解で相違ございませんでしょうか。 つまり、単に「1者だけが署名できる」という機能的な制限を設けるのではなく、その1者による署名が法的に有効な電子署名として機能することを重視するという解釈で問題ないでしょうか	本項目は、処分通知の電子化を想定したものとなります。 したがって、ご認識のとおり、1者のみが署名できるように機能上の制限を設けるという趣旨ではありません。 また、1者のみの署名であっても、電子契約の場合と同様に本人性及び非改ざん性が担保される必要があります。
	・「6 電子印影の貼り付け」について 「PDFに市町村長印などの印鑑画像を貼り付けする機能を有すること」とございますが、この機能の利用用途について確認させてください。 技術的な留意点 印鑑画像の貼り付け機能については、電子署名を併用される場合でも、以下の複製リスクが指摘されています ・ 印鑑画像の不正流用：一度取得された印鑑画像を、権限のない第三者が他の文書に貼り付けて使用する可能性 ・ 内部不正のリスク：システム管理者や権限を持つ職員が、承認されていない文書に印鑑画像を不正に使用する可能性 ・ 画像ファイルの漏洩：印鑑画像ファイルが意図せず外部に流出し、偽造文書作成に悪用される可能性 確認事項 上記の技術的特徴を踏まえた上で、どのような業務・用途での利用を想定されていますでしょうか？ 例： 内部資料用の参考印影として 住民向け証明書への正式な押印として 外部機関への提出書類への押印として その他の用途また、印鑑画像を使用する文書の種類・重要度についても教えてください。	本項目は、PDFに市町村長印などの印鑑画像を貼り付ける機能を有することを要件としておりますので、当該機能を有するかどうかについて、記入してください。 なお、用途は電子契約書への印影貼り付けを想定しています。

8/1追加

8/1追加

質問		回答
(別紙) 機能要件一覧表	・「6 電子印影の貼り付け」について	
	電子署名と電子公印（印鑑画像）を併用される場合、適法に運用するためには電子公印に関する規定の新設・改正が必要になることが想定されます。 参考例：大分県由布市『由布市公印及び電子公印規程』 電子公印の使用・中止時の市長決裁 電子公印使用（開始・中止）届の提出義務 電子公印台帳の整備・管理 盗難・紛失・偽造等の事故発生時の届出義務 確認事項 上記のような例規整備（条例・規程の新設・改正）及び運用も想定されておりますでしょうか また、上記のような運用を想定されている自治体は何団体様あるかお見積に關係するのでお聞かせください	盛岡広域市町の各団体における、印鑑画像の貼り付け機能の活用及び例規整備については、未定となっております。 当該機能の活用に関連して別途料金が必要ということであれば、オプション料金として提案してください。

8/1追加